

平成 23 年 4 月 4 日
厚生労働省

食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する 検査のための機器の確保について

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定に基づき、都道府県等は、食品中の有毒・有害物質に関する検査を実施している。その一環として、暫定規制値を上回る放射性物質を含有する食品についても、食用に供しない取扱いとしている。

このような検査については、食品衛生法の規定に基づき、都道府県等の食品衛生検査施設又は民間の登録検査機関を活用することが基本である。

しかしながら、原子力緊急事態の発生に伴う放射性物質の放出が依然として収束していない現状では、検査を適切に実施するためには、既存の検査機器を有効に活用することが重要である。

このため、厚生労働省においては、農林水産省、文部科学省等の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を食品衛生検査施設に有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築する。